

鎌倉市ごみ処理基本計画中間見直し（素案）	意見等の概要	考え方・対応	
<p>2 事業所・商店街に対する働きかけ</p>	<p>・事業系ごみの減量化を進めていくのと同時にさらなるごみの分別を進めたらよいと思います。</p>	<p>これまで、事業所のごみ分別については、パンフレット「事業所のごみ・資源物の分け方・出し方」の配布、収集運搬事業者との懇談、多量排出事業所への訪問等により周知を行ってきましたが、十分な効果を得られませんでした。今回の計画では、収集運搬事業者がクリーンセンターに持ち込む燃やすごみの中に資源物が混入しているかどうかを検査するコンベアごみ投入検査機をクリーンセンターに設置し、収集運搬事業者及び排出事業者への指導を強化してまいります。</p>	
	<p>・事業系ごみ減量の停滞は、行政の不作為によるところが大きいのではないのでしょうか。ルールを明確にして行政指導の強化・徹底が必要です。</p>		
	<p>・家庭のごみよりも事業系のごみを改善すべきだと思います。</p>		
	<p>・事業所ごみは回収業者がまとめて引き取りに来ており、分別していないので事業所ごみは減らないと感じます。事業所ごみを回収する業者へも分別を徹底した方がよいと思います。</p>		
	<p>・平成 17 年から 19 年にかけて名越焼却施設に搬入された報告書をもとに事業系ごみの実態調査をした結果、搬入時のチェックの甘さが問題だと感じました。抜き打ち検査は月に 1 度だけです。不正があっても口頭注意のみで何回違反しても許可を取り消されることもなく、一定期間の搬入禁止もありません。鎌倉市の収集運搬業者の多くは産廃も扱い、複数の都市の許可業者を兼ねているので産廃や他市のごみが持ち込まれる可能性があります。平成 19 年度実績から 1 日当たりの搬入車両は 54 台ですので、物理的に全車両の詳細なチェックも可能です。横浜市も G30 以前は似たような状況でしたが、現在は家庭系を上回り 50%以上の減量率です。横浜市は有料化せずに減量に成功し 10 年後の今もリバウンドしていません。</p>		
	<p>・事業所のごみはしっかり分別を実行して、料金も安すぎるといわれているのですから、市として減量できるよう対策を事業所と共によく話し合い進めてください。</p>		
	<p>・ごみの発生抑制は市民、事業者、行政が一体なるべきですが、今まで事業者に分別を求めていることから発生量が削減されていません。その点でこの素案は評価できます。</p>		
	<p>・事業系ごみ排出者の違反に対しては厳しい処置をとるべきです。</p>		
	<p>・事業系ごみには多くの問題があります。ここに注力することが先決です。家庭ごみは人工微増にも拘らず、年々減少しているのに事業系ごみは減量されていません。燃やすごみの中に資源化ごみが多く含まれています。排出元で徹底分別すれば、60%(約 8400t)の生ごみ（厨芥類）が減量・資源化できます。</p>		<p>事業系ごみについては、分別徹底の指導を行うとともに、生ごみ資源化を促進してまいります。多量排出事業所に対しては、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例に基づく「減量化及び資源化計画書」を通じて、特に生ごみ（厨芥類）の資源化を働きかけます。また、飲食業等中小規模事業所においては、生ごみを分別排出してもらい、市の委託により資源化を行います。</p>
	<p>・事業系ごみの新たな資源化は、積極的な提案だと歓迎します。</p>		
	<p>・小売店の分別ごみをストックするスペースの確保が、事業系ごみの分別の実現のカギになるため実態調査をすべきです。（他、同意見 9 件）</p>	<p>中小規模飲食店を訪問指導した際、厨房スペースが狭いため分別に苦労されている事例を拝見しました。今後は、各事業者及び料理飲食業組合等とも協議しながら課題の整理をしていきます。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ゴミに関しては、個人事業主等零細事業者への配慮をお願いします</li> </ul>	<p>生ごみの資源化に当たって、ごみを多量に排出する事業者には独自ルートで資源化ルートに乗せて処理していただきますが、中小規模事業所については、中小企業支援や生ごみ資源化促進の観点から、市の財源により資源化を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみバイオマス施設は建設しないとしながら、小規模事業所の生ごみは税金を財源に別途処理をすることに納得できません。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・18 ページの事業系ごみの推移表で生ごみ資源化を図る施策を進める中で特に中小規模事業所では平成27年度に4400 tの資源化による生ごみの減量を推計しています。市が直接事業者を指導できる体制を作らなければ実現は難しく、また事業者の協力を得られるまでには時間がかかるのではないかと懸念があります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系焼却ごみが平成27年度に突然半減する計画は作文としかいえません。</li> </ul>	<p>削減数値については、アンケート調査や実態調査などを基に算出しています。</p> <p>本計画では、平成23・24・25年度の前半に比べて、後半の平成26・27年度は焼却削減量が多くなっています。これは、焼却削減量が比較的多い燃やすごみの有料化(3,475トン)、中小事業所生ごみの資源化(4,370トン)が、それぞれ平成26年度・平成27年度から実施することによるものです。これらの施策は、実施に向けて十分な検討と事業者等との調整も必要であることから、事業開始時期を期間後半にしたものです。なお、検討状況等により、実施年度の前倒しが可能と判断な事業については、モデル事業実施など、適宜取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみが鎌倉市のごみの総排出量を押し上げています。鎌倉は観光地という特色がありますが事業者が自己処理するのが基本です。</li> </ul>	<p>事業系ごみの処理に当たっては、自己処理が原則であり、事業者のごみを市の焼却施設に搬入し処理する場合は、事業者処理手数料の負担をしていただいています。今後、適正な費用負担をお願いするために、処理手数料の改定を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客からだされる事業ごみの処理を市民に費用負担させているのに、これ以上ごみに関する負担が増えることに理解ができません。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳や木質廃材は事業者処理責任があります。また、生ごみについても税金を使って処理するのは納得できません。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者には市は収集せずに関知しないという姿勢は納得できません。</li> </ul>	